



二酸化炭素等消火設備による事故防止について（注意喚起）

本件の概要

2021年1月25日
経済産業省

令和3年1月23日、東京都港区のビル地下1階駐車場内ポンベ室において、ビルメンテナンスの作業員が二酸化炭素消火設備の点検作業（作動点検等）を行っていたところ、二酸化炭素が放出し、2名が死亡される事故が発生しました。

また、令和2年12月22日においても、愛知県名古屋市のホテルの機械式立体駐車場において、メンテナンス作業中、二酸化炭素消火設備から二酸化炭素が放出し、1名が死亡、10名が重軽傷を負う事故が発生しました。

他にも、高圧ガスを利用した消火設備からの放出事故が発生しております。

消火設備は、高圧ガスである二酸化炭素等を利用しておらず、不適切な取扱いをすると、人的被害が発生する恐れがあります。二酸化炭素等消火設備の設置者及びメンテナンス事業者等関係者におかれましては、十分に危険性を認識した上で、安全な取扱い等に注意いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

お問合せ先

産業保安グループ 高圧ガス保安室

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/sangyouhoan-kouatsu/koatsu_toiawase